

福岡市

犯罪のない安全で 住みよいまちづくり 推進条例

～犯罪のない安全で住みよいまちの実現のために～



平成26年4月1日施行

この条例は、より多くの市民や地域団体、事業者が参加、参画する地域防犯活動の活性化を図り、市民生活の安全の確保や市民の安心感を高めることを目的として制定されました。

ふりこめやぎに
注意!!
まんまんとまんと

犯罪のない安全で住みよいまちの実現に向けて

市民の役割

- 防犯のまちづくりについて理解を深めるよう努める。
- 日常生活において、自らの安全を確保するよう努める。
- 地域防犯活動に参加するよう努める。



地域団体の役割

- 地域防犯活動に積極的に取り組むよう努める。
- その地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。



事業者の役割

- 従業員や顧客や利用者などが犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるよう努める。
- 地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。



市の責務

- 市民、地域団体、事業者(「市民等」といいます。)と連携して防犯のまちづくりを推進するための体制を整備し、地域防犯活動の支援などの施策を実施する。



地域防犯活動とは

地域における犯罪のない安全で住みよいまちづくり(防犯のまちづくりといいます。)に関する活動をいいます。

福岡市の防犯上の4つの重点課題に基づいて施策を実施します。

1. 防犯意識の高いひと・地域づくり

- ・市民が防犯のまちづくりについて理解を深めるための広報・啓発を実施します。
- ・地域団体や事業者が行う地域防犯活動の積極的な取組を促進するための広報・啓発を実施します。
- ・市民等がその地域における実情や特性に応じて地域防犯活動を実施できるよう、情報の提供、助言など必要な支援を行います。

2. 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

- ・地域における実情や特性を踏まえ、その地域に必要な防犯施策を推進します。

3. 少年非行の防止活動の推進

- ・学校、保護者をはじめとした市民、地域団体、警察などの関係団体と連携し、少年の規範意識の向上や非行の防止、非行を起こした少年の立ち直りについて支援します。

4. 防犯環境に配慮したまちづくり

- ・道路等(道路、公園、駐車場、駐輪場)、住宅、学校等について犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯環境設計指針の策定・公表を行います。